

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

令和5年9月13日答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300069 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300090 号

## 第1 結論

請求者のA社における請求期間①から⑧までについて、別表の第1欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第4欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧までの別表の第1欄に掲げる賞与支給日における同表の第4欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 57 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成23年7月  
② 平成23年12月  
③ 平成28年7月  
④ 平成28年12月  
⑤ 平成29年7月  
⑥ 平成29年12月26日  
⑦ 平成30年7月31日  
⑧ 平成30年12月28日

A社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A社から提出された請求者の賃金台帳並びに請求者から提出された請求期間①から⑦までの賞与に係る給与支給明細書又は支給明細書及び預金通帳の写しにより、請求者は、事業主から、別表の第2欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を

受け、同表の第3欄に掲げる標準賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、賞与支給日については、現金支給であった請求期間①から⑤までの賞与は、賃金台帳の支給月日から、銀行振込であった請求期間⑥から⑧までの賞与は、上記預金通帳の写しにおける賞与振込日から、それぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年7月27日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成23年7月7日	8万3,000円	8万3,000円	8万3,000円
②	平成23年12月19日	9万5,000円	9万5,000円	9万5,000円
③	平成28年7月29日	24万3,000円	24万3,000円	24万3,000円
④	平成28年12月26日	3万2,000円	3万2,000円	3万2,000円
⑤	平成29年7月27日	24万4,000円	24万円	24万円
⑥	平成29年12月26日	1万6,000円	1万6,000円	1万6,000円
⑦	平成30年7月31日	23万6,000円	23万円	23万円
⑧	平成30年12月28日	5,000円	5,000円	5,000円

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 2300126 号  
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 2300091 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における請求期間①から⑧までについて、別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日の標準賞与額を、同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額にそれぞれ訂正することが必要である。

請求期間①から⑧までの別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る請求期間①から⑧までの別表の第 1 欄に掲げる賞与支給日における同表の第 4 欄に掲げる標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 58 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 23 年 7 月  
② 平成 26 年 8 月  
③ 平成 28 年 7 月  
④ 平成 28 年 12 月  
⑤ 平成 29 年 7 月  
⑥ 平成 29 年 12 月  
⑦ 平成 30 年 7 月  
⑧ 平成 30 年 12 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①から⑧までの標準賞与額の記録が保険給付の対象とされない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①から⑧までについて、A 社から提出された請求者の賃金台帳及び請求者から提出された請求期間②、③及び⑤から⑧までの賞与に係る支給明細書により、請求者は、事業主から、別表の第 2 欄に掲げる標準賞与額に見合う賞与の支払を受け、同表の第 3 欄に掲げる標準

賞与額に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間①から⑧までに係る標準賞与額については、賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与額から、それぞれ別表の第4欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

また、請求期間①から⑧までの賞与支給日については、賃金台帳の支給月日からそれぞれ別表の第1欄に掲げる日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①から⑧までの賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和4年7月27日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別表

請求 期間	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄
	賞与支給日	賞与額に見合う 標準賞与額	厚生年金保険料 控除額に見合う 標準賞与額	厚生年金特例法 訂正後の 標準賞与額
①	平成23年7月7日	7万7,000円	7万7,000円	7万7,000円
②	平成26年8月29日	13万1,000円	13万1,000円	13万1,000円
③	平成28年7月29日	24万3,000円	24万3,000円	24万3,000円
④	平成28年12月26日	3万2,000円	3万2,000円	3万2,000円
⑤	平成29年7月27日	19万7,000円	19万4,000円	19万4,000円
⑥	平成29年12月26日	1万6,000円	1万6,000円	1万6,000円
⑦	平成30年7月31日	20万8,000円	20万3,000円	20万3,000円
⑧	平成30年12月28日	1万5,000円	1万5,000円	1万5,000円

厚生局受付番号 〆 関東信越（東京）（受）第 2300135 号  
厚生局事案番号 〆 関東信越（東京）（厚）第 2300092 号

## 第 1 結論

請求者の A 社における平成 23 年 7 月 7 日の標準賞与額を 11 万 1,000 円、平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額を 16 万円に訂正することが必要である。

平成 23 年 7 月 7 日及び平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 23 年 7 月 7 日及び平成 26 年 8 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 〆 男  
基礎年金番号 〆  
生 年 月 日 〆 昭和 32 年生  
住 所 〆

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 〆 ① 平成 23 年 7 月  
② 平成 26 年 8 月

A 社に勤務した期間のうち、請求期間①及び②の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっている。調査の上、保険給付の対象となる記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求期間①及び②について、A 社から提出された請求者の賃金台帳及び請求者から提出された当該期間の賞与に係る給与支給明細書又は支給明細書により、請求者は、事業主から、賞与（請求期間①は 11 万 1,000 円、請求期間②は 16 万円）の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額（請求期間①は 11 万 1,000 円、請求期間②は 16 万円）に基づく厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、賃金台帳の支給月日から、請求期間①は平成 23 年 7 月 7 日、請求期間②は平成 26 年 8 月 29 日とする。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求期間①及び②の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出（令和 4 年 7 月 27 日受付）し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所

は、請求者の当該期間の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。